

平成24年12月14日

資料3

消費者安全調査委員会について

消費者庁

概要

消費者安全調査委員会

【組織】 ○ 委員(7名・非常勤) (合議制の機関、委員は独立して職権を行使)
○ 臨時委員、専門委員 (必要に応じて任命)

【調査対象】 「生命身体事故等」
※法律施行前に発生した事故等も対象

- ・生命・身体分野の消費者事故等 ~ 製品・食品・施設・役務を広く対象 (運輸安全委員会の調査対象とされている事故等を除く)
- ・生命身体事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減を図るために原因究明する必要性が高いもの

【事故等原因調査等】

端緒情報
[

- ・生命身体事故等の発生に関する情報
- ・事故等原因調査等の申出 ~ 事故等原因調査等が必要な事案を効果的に把握
※被害者等からの重大事故に係る申出について、事故等原因調査等の実施の有無を通知
(実施しない場合は、理由も通知)

]

被害者等に向け合う
事故調査

事故等原因調査等

● 事故等原因調査(自ら調査)

必要な限度において、調査権限を行使 ~ 必要な事故調査が十分に行なわれているといえない消費者事故等

【調査権限】 報告徴収、立入検査、質問、物件提出・留置、物件保全・移動禁止、現場立入禁止

○ 情報提供

被害者等の心情に十分配慮し、被害者等に適時適切な方法で情報提供

● 他の行政機関等による調査等の結果の評価等

他の行政機関等による調査等の結果を評価し、必要に応じて意見

○ 調査等の委託 (実験・分析等を委託)

大学、民間団体の研究機関 等

発生・拡大防止等のための提言

生命身体事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減のために講すべき施策又は措置について

● 内閣総理大臣に対する勧告・意見具申

● 関係行政機関の長に対する意見具申

※事故等原因調査等に応ずる行為や申出をしたことを理由とした不利益取扱いは禁止

生命身体事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減のための各種措置

消費者庁

- ・発生・拡大防止等の対策の企画立案及び執行
- ・消費者への注意喚起
- ・関係省庁への措置要求
- ・事業者に対する勧告・命令(すき間文案)

関係省庁

- ・発生・拡大防止等の対策の企画立案及び執行
- ・所管分野の事業者に対する勧告・命令
等

消費者安全法（抜粋）

（定義）

第二条 （略）

2～4 （略）

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

- 一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの（その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）
 - 二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態
- 6 この法律において「生命身体事故等」とは、前項第一号に掲げる事故及び同項第二号に掲げる事態をいう。
- 7 （略）

（所掌事務）

第十六条 調査委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 生命身体事故等（運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二条第二項に規定する航空事故等、同条第四項に規定する鉄道事故等及び同条第六項に規定する船舶事故等を除く。第四号及び第三十三条を除き、以下同じ。）の原因及び生命身体事故等による被害の原因（以下「事故等原因」と総称する。）を究明するための調査（以下「事故等原因調査」という。）を行うこと。
- 二 生命身体事故等について、他の行政機関（運輸安全委員会を除く。）による調査若しくは検査又は法律（法律に基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定による地方公共団体の調査若しくは検査（法律の規定によりこれらの調査又は検査の全部又は一部を行うこととされている他の者がある場合においては、その者が行う調査又は検査を含む。以下「他の行政機関等による調査等」という。）の結果について事故等原因を究明しているかどうかについての評価（以下単に「評価」という。）を行うこと。

三～六 （略）

(他の行政機関等による調査等の結果の評価等)

第二十四条 調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認める場合において、前条第一項ただし書に規定する他の行政機関等による調査等の結果を得たときは、その評価を行うものとする。

2 調査委員会は、前項の評価の結果、消費者安全の確保の見地から必要があると認めるとときは、当該他の行政機関等による調査等に関する事務を所掌する行政機関の長に対し、当該生命身体事故等に係る事故等原因の究明に関し意見を述べることができる。

3 調査委員会は、第一項の評価の結果、更に調査委員会が消費者安全の確保の見地から当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明するために調査を行う必要があると認めるとときは、事故等原因調査を行うものとする。

4 (略)



警察庁丙刑企発第98号

警察庁丙搜一発第63号

警察庁丙生企発第136号

警察庁丙生経発第14号

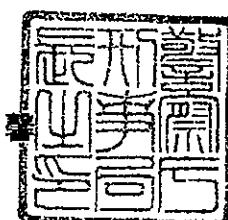
警察庁丙交企発第131号

警察庁丙交指発第34号

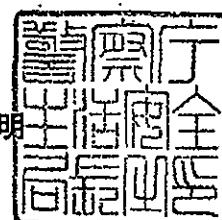
消 安 全 第 3 1 8 号

平成24年11月16日

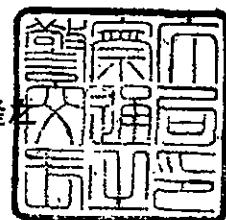
警察庁刑事局長 舟本



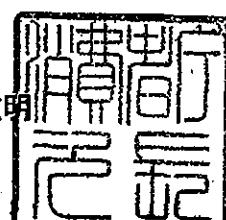
警察庁生活安全局長 岩瀬 充明



警察庁交通局長 石井 隆之



消費者庁次長 松田 敏明



警察庁と消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、消費者安全法の一部を改正する法律（平成24年法律第77号）の施行に当たり、その運用は下記によることとし、警察による犯罪捜査と調査委員会による事故等原因調査が、それぞれ円滑かつ的確に実施されるよう、互いに協力することを確認する。

記

1 情報提供

調査委員会から警察に対し、事故等原因調査に資する情報の提供の要請があったときは、警察は支障のない限りこれに応じるものとし、警察から調査委員会に対し、犯罪捜査に資する情報の提供の要請があったときは、調査委員会は支障のない限りこれに応じるものとする。

2 相互の調整等

- (1) 警察による犯罪捜査と調査委員会による事故等原因調査が競合する場合において、調査委員会、委員長、委員若しくは専門委員又は消費者庁職員が消費者安全法第23条第2項若しくは第3項又は第27条第2項若しくは第4項の規定による処分（以下「法第23条第2項等の規定による処分」という。）をするときは、警察と調査委員会又は消費者庁は、事前に協議し、犯罪捜査と事故等原因調査が相互に支障をきたさないように調整を図るものとする。
- (2) 調査委員会から警察に対し、法第35条の規定による協力の要請があったときは、警察は支障のない限りこれに応じるものとする。
- (3) 警察から調査委員会に対し、調査委員会の科学的な知見の活用その他の捜査に必要な協力の要請があったときは、調査委員会は支障のない限りこれに応じるものとする。
- (4) 法第23条第2項等の規定による処分は、警察に対しては、これを行使しないものとする。
- (5) 警察と調査委員会は、事故等原因調査の実施状況等を踏まえ、本書の実施について、必要に応じ、細目を検討するものとする。